

# 梅ちゃん先生の 法律相談

第46回

## フリーランスの法律問題⑥

### —十分な報酬の支払がない場合の留意点 (その2)

梅本寛人 (弁護士)

#### 1 はじめに

フリーランスが事業者から受注し仕事をしたものの、報酬の支払が十分とは言えない場合に関して、引き続き解説していきます。

前回(第45回)の「梅ちゃん先生の法律相談」は、フリーランスが法律上の「労働者」に該当する場合について説明しましたが、今回は、フリーランスが法律上の「労働者」には該当しないものの下請法(あるいは独占禁止法)による保護を受けられないかという点を説明します。

#### 2 下請法等で問題となる行為の類型

事業者がフリーランスに仕事を発注し、仕事を実施されたものの報酬の支払が十分ではない場合、当該フリーランスが法律上の「労働者」と評価できる場合には労働法上の種々の保護(最低賃金の支払請求、割増賃金の支払請求等)がなされ得ることは前回説明したとおりです。他方、法律上の「労働者」に該当しない場合であっても、下請法(下請法がどのような法律であるのかについては第43回「梅ちゃん先生の法律相談」を参考にしてください)あるいは独占禁止法により、事業者の行為が規制される場合があります。

政府が2021年(令和3年)3月に策定・公表した「フリーランスガイドライン(正式名称:フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン)」では、下請法上問題となる行為の類型が示されています(独占禁止法における優越的地位の濫用としても問題となり得ます)。この類型のうち報酬の支払に関して問題となる行為の類型は以下の

とおりとなっています。

##### ① 報酬の支払遅延

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、契約で定めた支払期日に報酬を支払わない場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ハ)。

また、契約で定めた支払期日より遅れて報酬を支払う場合だけでなく、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、一方的に報酬の支払期日を遅く設定する場合や、支払期日の到来を恣意的に遅らせる場合にも、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題となりやすい。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、下請代金を支払期日の経過後なお支払わない場合には、下請法第4条第1項第2号で禁止されている下請代金の支払遅延として問題となる。

(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例)

・ 社内の支払手続の遅延、役務の成果物の設計や仕様の変更などを理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に

報酬を支払わないこと。

- ・ 役務の成果物の提供が終わっているにもかかわらず、その検収を恣意的に遅らせることなどにより、契約で定めた支払期日に報酬を支払わないこと。
- ・ 取引に係る役務の成果物を自己が実際に使用した後に報酬を支払うこととされている場合に、自己の一方的な都合によりその使用時期を当初の予定より大幅に遅らせ、これを理由として報酬の支払を遅らせること。
- ・ 長期間の役務等の提供を受け、非常に高額な報酬を支払うことが契約で定められている場合において、当初、契約で一括払いとしたにもかかわらず、支払の段階になって自己の一方的な都合により数年にわたる分割払いとし、一括払いに応じないこと。

#### 【説明】

発注事業者が、正当な理由なく、契約で定められた期日に報酬を支払わない場合、そもそも契約で報酬の支払時期を遅く設定する場合等で、フリーランスの方がそれを受け入れざるを得ない状況に置かれているとき、発注事業者が独占禁止法に違反している(具体的には独占禁止法の優越的地位の濫用規制に違反)可能性があります。また、下請法の適用を受ける場合は、下請代金の支払遅延(下請法4条1項2号)として下請法違反となり得ます。

##### ② 報酬の減額



取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスから役務等の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、契約で定めた報酬を減額する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ハ)。

契約で定めた報酬を変更することなく、役務等の仕様を変更するなど報酬を実質的に減額する場合も、これと同様である。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減ずる場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額として問題となる。

(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例)

- ・ 役務等の提供が終わっているにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた報酬の減額を行うこと。
- ・ 自己の一方的な都合により取引の対象となる役務等の仕様等の変更、やり直し又は追加的な提供を要請した結果、フリーランスの作業量が大幅に増加することとなるため、当該作業量増加分に係る報酬の支払を約したにもかかわらず、当初の契約で定めた報酬しか支払わないこと。
- ・ 作業量や拘束期間が確定しないため、一定の額を報酬総額として取り決めた後、実際に必要となった作業量や拘束期間が自己の当初の見込みよりも少なかったことを理由として、フリーランスと交渉することなく契約時に定めた報酬総額を減額すること。
- ・ フリーランスは当初取り決めた範囲の役務等の提供が全て終わっているにもかかわらず、フリーランスに発注した役務等の一部について、フリーランスに事前に連絡することなく並行して自己が実施し、重複が生

じたことを理由として、自己が実施した役務等に相当する額を契約時に定めた報酬から減額すること。

**【説明】**

発注事業者が、正当な理由なく、契約で定めた報酬の額を減額し、または、役務等の仕様を変更する(たとえば報酬額に見合わない過重な仕事を委ねる等)などして報酬の額を実質的に減額した場合等で、**フリーランスの方がそれを受け入れざるを得ない状況に置かれている**とき、発注事業者が独占禁止法に違反している(具体的には**独占禁止法の優越的地位の濫用規制に違反**)可能性があります。また、下請法の適用を受ける場合は、フリーランスの方に原因がないにもかかわらず、報酬を減額することは**下請代金の減額禁止(下請法4条1項3号)に反するもの**として下請法違反となり得ます。

**③ 著しく低い報酬の一方的な決定**

取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、一方的に、著しく低い報酬での取引を要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ハ)。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、役務等の提供の内容と同種又は類似の内容の役務等の提供に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定める場合には、下請法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとして問題となる。

(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例)

- ・ 短い納期を設定したため、当該役務等の提供に必要な費用等も大幅に増加し、フリーランスが報酬の引上げを求めたにもかかわらず、通常の納期で発注した場合と同一の報酬を一方的に定めること。
- ・ 自己の予算単価のみを基準として、一方的に通常の報酬より著しく低い報酬を定めること。

- ・ 自己が報酬の見積金額まで記載した見積書を用意し、フリーランスが当該報酬について協議を求めたにもかかわらず、当該見積書にサインさせ、当該見積書に記載した見積金額どおりに報酬を決定することにより、一方的に通常の報酬より著しく低い報酬を定めること。
- ・ 発注量等の取引条件に照らして合理的な理由がないにもかかわらず特定のフリーランスを差別して取り扱い、他のフリーランスより一方的に著しく低い報酬を定めること。
- ・ 自己の要請に基づいて、フリーランスが、複数回に及ぶ打合せへの出席、人員の手配、他の発注事業者との取引で使用することが困難である新たな機材・ソフトウェアの調達や資格の取得を行うことになるなど、役務等の提供に必要な費用が増加するため、報酬の引上げを求めたにもかかわらず、かかる費用増を十分考慮することなく、一方的に従来の報酬と同一の報酬を定めること。
- ・ フリーランスにとって不合理な報酬の算定方法を用いることにより、一方的に通常の報酬より著しく低い報酬を定めること。

**【説明】**

発注事業者が、一方的に、著しく低い額で仕事を依頼する場合で、**フリーランスの方がそれを受け入れざるを得ない状況に置かれている**とき、発注事業者が独占禁止法に違反している(具体的には**独占禁止法の優越的地位の濫用規制に違反**)可能性があります。また、下請法の適用を受ける場合は、当該仕事の内容と類似の内容の仕事の提供に対し通常支払われる報酬額と比べて著しく低い額を不当に定める場合は、**買いたたき行為(下請法4条1項5号で禁止)**として下請法違反となり得ます。

**3 下請法に違反したら発注事業者はどうなるのか?**

発注事業者が下請法に違反する行為を行った場合、公正取引委員会の調査の対象となり、立入検査が実施されることもあります。これらの調査に協力しなかったり、あるいは妨害等をしたりした場合は罰則の適用を受けます(具体的には、最高で50万円の罰金が科されます)。

